一時払終身保険
Moonshot
ムーンショット

無配当 指定通貨建積立利率変動型
一時払終身保険

契約締結前交付書面
＜契約概要／注意喚起情報＞

オリックス生命保険株式会社

2026年10月

必ずご一読の上、大切に保管してください。

契約締結前交付書面＜契約概要／注意喚起情報＞

契約締結前交付書面＜契約概要／注意喚起情報＞は、ご契約の申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申込みください。

契約概要

1.商品のしくみと保障について

商品の特徴としくみ……2

2.契約時に確認いただきたいこと

解約払戻金……6
配当金・満期保険金……9
その他の注意事項……9
諸費用……9

注意喚起情報

注意事項

諸費用……12
為替・金利変動・早期解約時のリスク……14

1.告知と契約確認について

告知……15
契約確認……15

2.申込みについて

申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）……16
保障の開始（責任開始）……17
新たな保険に契約し直す場合……17

3.契約後について

解約と解約払戻金……18

4.保険金等の請求について

請求の手続き……19
お支払いできない場合……20
保険金額等の削減……21
生命保険契約者保護機構……21

5.相談等の窓口について

相談窓口・苦情の申出先……22

6.税制上の取扱いについて

税制上の取扱い……23

個人情報の取扱い（抜粋）

24

重要／必ずお読みください

契約概要

■「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申込みください。

■ この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。保障内容に関する詳細、ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり／約款」に記載しています。あわせてご確認ください。

引受保険会社

名称：オリックス生命保険株式会社
住所：〒100-0004　東京都千代田区大手町2-3-2
　　大手町プレイス イーストタワー
電話番号（お客さま相談窓口）：0120-227-780
ウェブサイト：https://www.orixlife.co.jp/

1 商品のしくみと保障について

商品の特徴としくみ

一時払終身保険 Moonshot［ムーンショット］は、一生涯の死亡保障を確保できる、指定通貨建の一時払終身保険です。一時払保険料を所定の積立利率に基づいて運用するため、将来に向けた資産形成にも活用できます。

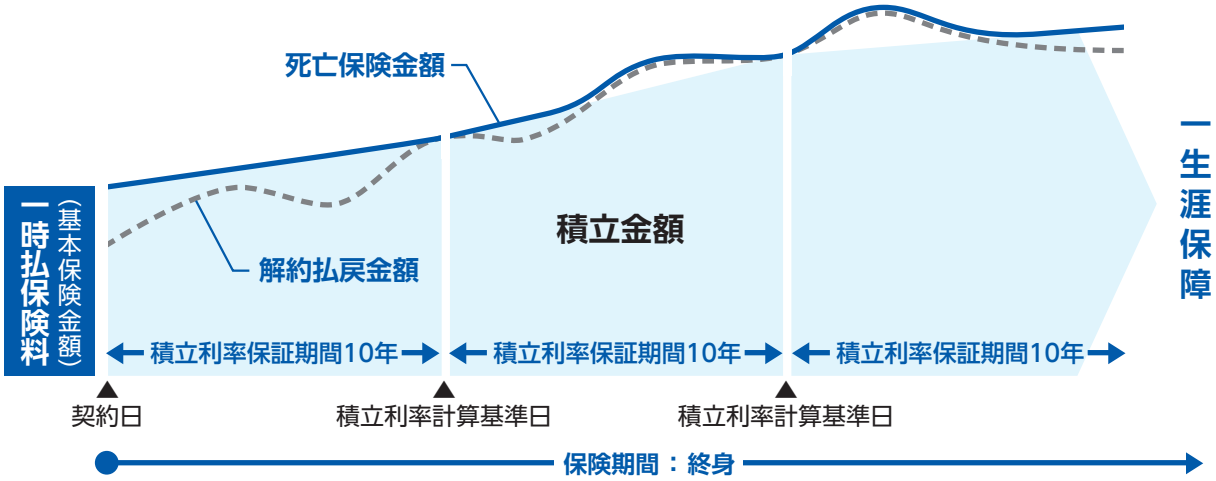
- 指定通貨は、米ドルと円の２通貨から選択できます。
- 積立利率は、積立利率保証期間（10年）ごとに見直します。
- 万一のとき、死亡した日の積立金相当額または解約払戻金相当額のいずれか大きい額を死亡保険金としてお支払いします。

ご注意ください

- この保険には、**お客さまに負担いただく諸費用があります。**
- この保険には、**「為替リスク（指定通貨が米ドルの場合）」「金利変動リスク」「早期解約時のリスク」があり、死亡保険金額や解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

詳細は		
	注意喚起情報 P12	注意事項
	契約概要 P6	2.契約時に確認いただきたいこと　解約払戻金

■契約例



保険期間：終身
保険料払込方法：[払込回数] 一時払 ／ [払込経路] 振込扱
指定通貨・一時払保険料（基本保険金額）：申込書または申込画面をご覧ください。
※指定通貨が米ドルで払込通貨が円の場合、基本保険金額はお申込み承諾後に送付する保険証券をご覧ください。

<基本保険金額>

契約時の基本保険金額は以下のとおりです。

指定通貨	払込通貨	基本保険金額
米ドル	米ドル	一時払保険料と同額
	円（保険料円入金特約*）	保険料円入金額の米ドル換算金額
円	円	一時払保険料と同額

*保険料円入金特約について、詳しくはP5「特約」をご確認ください。

■保障内容

主契約：無配当 指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険

保険金名称	支払事由の概要	支払額
死亡保険金	死亡したとき	死亡した日の積立金相当額または解約払戻金相当額のいずれか大きい額

※支払事由に該当した場合、保障は消滅します。
※死亡保険金は、指定通貨建で所定の期間、オリックス生命に据置くことができます。据置金には所定の利息が付きます。

■積立金・積立利率

- 積立金とは、将来の死亡保険金を支払うために一時払保険料を積立てた部分をいいます。
- 積立金額は、契約日および積立利率計算基準日に適用する積立利率をもとに、経過した年月数により計算され、複利で増加します。
- 適用された積立利率は、積立利率保証期間（10年）中、一定です。

<積立利率の計算>

- 積立利率は、毎月１日と16日につぎの方法で計算します。

積立利率 ＝ **平均指標金利**[*1] ＋ **調整率**[*2] － **保険契約関係費率**[*3]

＊1 下表の指標金利の所定期間の平均値を用います。
＊2 下表の範囲内で、オリックス生命が積立利率計算の際に決定します。
＊3 死亡保障やご契約の締結・維持などに必要な費用を率に変えたものです。「死亡保障費率」「新契約費率」「維持費率」で構成されます。

指定通貨	指標金利	調整率	保険契約関係費率
米ドル	つぎの2つの指標の平均値を指標金利とします。 USD US Corporate A+ A A− BVAL Yield Curve 10 Year USD US Corporate BBB+ BBB BBB− BVAL Yield Curve 10 Year	+1.0% ～ −1.5%	最大 0.96%
円	JPY Japan Corporate A+ A A− BVAL Yield Curve 10 Year		最大 0.53%

- 積立利率は、0.01％を最低保証します（最低保証積立利率）。
- 積立利率計算基準日における被保険者の年齢が101歳以上となるとき、その日を最終の積立利率計算基準日とし、以後、積立利率の見直しは行いません。また、適用する積立利率は、最低保証積立利率となります。

最新の積立利率は、オリックス生命のウェブサイトをご確認ください。
https://www.orixlife.co.jp/fx/whole-life/accumulation-interest-rate/

■特約

この保険に付加できる主な特約は以下のとおりです。

<table>
<tr><th>名称</th><th>特約の概要</th></tr>
<tr><td>保険料
円入金特約*1</td><td>米ドル建の一時払保険料を円で払込みいただけます。
<table>
<tr><th>内容</th><th>換算基準日*2</th><th>適用する為替レート</th></tr>
<tr><td>一時払保険料の払込み</td><td>オリックス生命が受領する日（契約日）*3</td><td>保険料円入金特約用為替レート</td></tr>
</table>
※保険料円入金額の米ドル換算金額（基本保険金額）はセント未満切上げ</td></tr>
<tr><td>円支払特約*1</td><td>米ドル建の保険金や解約払戻金等を円で受取りいただけます。
<table>
<tr><th>内容</th><th>換算基準日*2</th><th>適用する為替レート</th></tr>
<tr><td>保険金の受取り</td><td rowspan="2">書類到着日*4の前日*5</td><td rowspan="2">円支払特約用為替レート</td></tr>
<tr><td>解約払戻金の受取り</td></tr>
</table>
※保険金や解約払戻金等の円換算金額は円未満切上げ</td></tr>
<tr><td>年金支払特約</td><td>死亡保険金の一括払にかえて、年金としてお支払いします。
<table>
<tr><th>年金の型</th><th>年金支払期間</th></tr>
<tr><td>定額型</td><td rowspan="2">5年・10年・15年</td></tr>
<tr><td>逓増型</td></tr>
</table>
※指定通貨が米ドルの場合、円支払特約を付加して円に換算*6 のうえ、円で年金をお支払いします（円でのお取扱いのみとなります）。
※年金額は、年金基金設定時にオリックス生命の定める方法により算出します。年金額が所定の額を下回るときは、取扱いません。</td></tr>
</table>

*1 指定通貨で米ドルを選択したとき、付加することができます。

*2 換算基準日とは、通貨を換算する基準となる日をいいます。

*3 オリックス生命が指定する取引銀行（三菱UFJ銀行）の休業日の場合、その直後の営業日を換算基準日とします。

*4 書類到着日とは、完備された請求書類がオリックス生命に到着した日をいいます。

*5 オリックス生命が指定する取引銀行（三菱UFJ銀行）の休業日の場合、その直前の営業日を換算基準日とします。

*6 年金基金設定日の前日の円支払特約用為替レートで円に換算します（円未満四捨五入）。その日がオリックス生命が指定する取引銀行（三菱UFJ銀行）の休業日の場合は、その直前の営業日の為替レートで換算します。

「保険料円入金特約用為替レート」「円支払特約用為替レート」は、オリックス生命のウェブサイトをご確認ください。
https://www.orixlife.co.jp/fx/whole-life/accumulation-interest-rate/

2 契約時に確認いただきたいこと

解約払戻金

■ 解約払戻金額の計算

- 保険契約中、いつでもご契約を解約・減額して解約払戻金を受取ることができます。
- 解約払戻金額は、つぎの方法で解約払戻金計算基準日（解約日・減額日）*1の積立金額に市場価格調整および解約控除を行い計算します。

解約の場合	解約払戻金額	＝	積立金額	－	市場価格調整額*2	－ 解約控除額*3
減額の場合	減額による解約払戻金額	＝	減額前の積立金額に基づいて算出した解約払戻金額	－	減額後の積立金額に基づいて算出した解約払戻金額	

*1 完備された請求書類がオリックス生命に到着した日とします。他のオリックス生命所定の方法で請求を行った場合は、オリックス生命が受付けた日となります。

*2 市場価格調整額　＝　積立金額　×　市場価格調整率

*3 解約控除額　＝　積立金額　×　解約控除率

※上記の「積立金額」「減額前の積立金額」「減額後の積立金額」は、いずれも解約払戻金計算基準日（解約日・減額日）時点のものを指します。

■ 市場価格調整率

市場価格調整率は、つぎの方法で算出します。

市場価格調整率 ＝

$$1-\left\{\frac{1+\text{適用されている積立利率の計算時の平均指標金利}}{1+\text{解約払戻金計算基準日（解約日・減額日）の平均指標金利}}\right\}^{\frac{\text{月数}^*}{12}}$$

＊解約払戻金計算基準日（解約日・減額日）から、直後に到来する積立利率計算基準日の前日までの月数（月数未満切上げ）

※解約払戻金計算基準日（解約日・減額日）が積立利率計算基準日の場合は、市場価格調整を行いません。

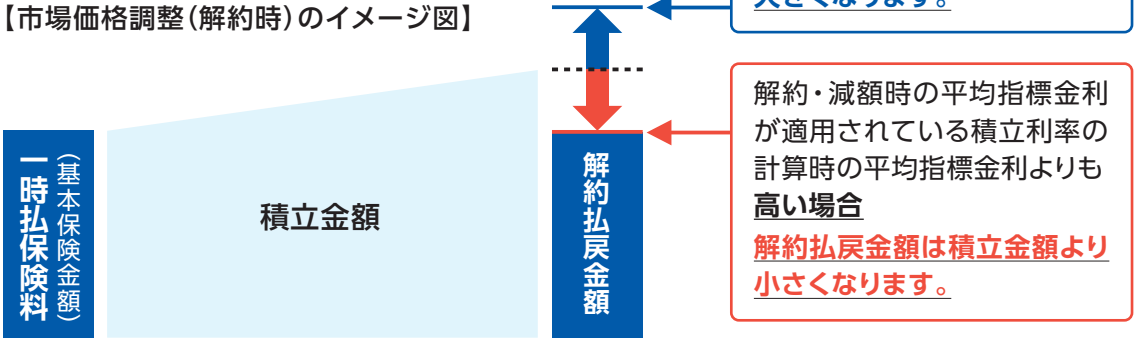
※解約払戻金計算基準日（解約日・減額日）が最終の積立利率計算基準日以後の場合は、市場価格調整を行いません。

市場価格調整について

この保険は、主に指定通貨建の債券で運用しています。
解約・減額時に、その価格の変動を、解約払戻金額に反映します。
このしくみを「市場価格調整」といいます。

※このしくみを数値に変えたものが、「市場価格調整率」です。

【市場価格調整（解約時）のイメージ図】



解約・減額時の平均指標金利が適用されている積立利率の計算時の平均指標金利よりも**低い場合**
解約払戻金額は積立金額より大きくなります。

解約・減額時の平均指標金利が適用されている積立利率の計算時の平均指標金利よりも**高い場合**
解約払戻金額は積立金額より小さくなります。

※上図は、市場価格調整を簡易に示したイメージ図です。解約控除や為替の変動は考慮していません。

※平均指標金利が同じ場合、契約日（積立利率計算基準日）から解約日・減額日までの経過期間が短いほど、解約払戻金額に対する市場価格調整の影響は大きくなります。そのため、契約日（積立利率計算基準日）から短期間での解約・減額にご注意ください。

※積立金額が増加していても、市場金利の変動によっては、解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。特に市場金利が上昇傾向にあるときの解約・減額にご注意ください。

■解約控除率

契約日からの経過年数に応じた解約控除率は、以下のとおりです。

経過年数 / 指定通貨	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
米ドル	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%
円	3.0%	2.7%	2.4%	2.1%	1.8%

経過年数 / 指定通貨	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
米ドル	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%
円	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%

※契約日から10年以上経過している場合は、解約控除を行いません。

■解約払戻金の例

契約例	●指定通貨：米ドル　●一時払保険料：100,000米ドル ●積立利率：4.50%　●積立利率計算時の平均指標金利：5.50%

経過年数	解約払戻金計算基準日（解約日）の平均指標金利（適用されている積立利率計算時の平均指標金利と解約日の平均指標金利の差）				
	2.50%（-3.00%）	4.00%（-1.50%）	5.50%（±0%）	7.00%（+1.50%）	8.50%（+3.00%）
1年	129,836	113,231	98,857	86,388	75,550
2年	132,308	117,215	103,960	92,298	82,018
3年	134,859	121,355	109,323	98,585	88,986
4年	137,494	125,658	114,958	105,273	96,493
5年	140,215	130,129	120,879	112,386	104,578
6年	143,029	134,777	127,100	119,950	113,284
7年	145,938	139,610	133,636	127,993	122,657
8年	148,949	144,635	140,503	136,544	132,748
9年	152,067	149,861	147,717	145,634	143,608
10年	155,296*				

（単位：米ドル）

*解約払戻金計算基準日（解約日）が積立利率計算基準日のため市場価格調整を行いません。また、契約日から10年以上経過しているため解約控除を行いません。したがって、解約払戻金額は積立金額と同額となります。

※年単位の契約応当日の解約払戻金額を表示しています。また米ドル未満を切捨てて表示しています。

配当金・満期保険金

この保険に配当金・満期保険金はありません。

その他の注意事項

この保険は、オリックス生命が一時払保険料または保険料円入金額を受領する日（着金日）を契約日とします。申込日から契約日の間に、積立利率や保険料円入金特約用為替レートが変更された場合、変更後（契約日）の積立利率や保険料円入金特約用為替レートを適用しますので、ご注意ください。

- ご契約当初の積立利率は契約日の積立利率を適用します。
- 指定通貨が米ドルで保険料を円で払込んだとき、契約日を換算基準日*とし保険料円入金特約用為替レートを用いて米ドルに換算します。

*オリックス生命が指定する取引銀行（三菱UFJ銀行）の休業日の場合、その直後の営業日を換算基準日とします。

諸費用

この保険には、お客さまに負担いただく諸費用があります。詳しくは注意喚起情報をご確認ください。

詳細は 注意喚起情報 P12 | 注意事項

MEMO

重要／必ずお読みください

注意喚起情報

■「注意喚起情報」は、ご契約に際して特に注意いただきたい重要な事項や不利益となる事項を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申込みください。

■保険契約の内容に関する詳細は「ご契約のしおり／約款」に記載しています。あわせてご確認ください。

注意事項

諸費用

■この保険はお客さまに負担いただく諸費用があります

● **保険期間中に負担いただく費用**

積立利率保証期間ごとに適用する積立利率は、指定通貨に応じて、オリックス生命が定めた利率から、以下の保険契約関係費率を差引いて設定します。したがって、保険期間中、お客さまに直接負担いただく費用はありません。

指定通貨	保険契約関係費率
米ドル	最大0.96%
円	最大0.53%

● **解約や減額を行う場合の費用（解約控除）**

契約日から10年未満で解約や減額を行う場合、積立金額に対して、経過年数に応じた以下の解約控除率を乗じた解約控除額を引去ります。

経過年数／指定通貨	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
米ドル	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%
円	3.0%	2.7%	2.4%	2.1%	1.8%

経過年数／指定通貨	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
米ドル	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%
円	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%

● **保険金を年金で受取る場合の費用（年金支払特約を付加した場合）**

年金支払開始日以降、受取年金額の1.0%（本冊子作成時現在）を、年金支払日に負担いただきます。

※年金額は上記の控除を前提に設定します。別途、年金額から差引く費用はありません。

<指定通貨で米ドルを選択した場合>

● **保険料円入金額を「米ドル」に換算するときの費用（保険料円入金特約）**

保険料円入金額を、米ドルに換算する際に適用するオリックス生命所定の為替レート（保険料円入金特約用為替レート）は、為替手数料を含みます。

保険料円入金特約用為替レート	TTM（対顧客電信売買相場の仲値）＋ 0.20円

● **保険金や解約払戻金等を「円」に換算するときの費用（円支払特約）**

米ドル建の保険金や解約払戻金等を、円に換算する際に適用するオリックス生命所定の為替レート（円支払特約用為替レート）は、為替手数料を含みます。

円支払特約用為替レート	TTM（対顧客電信売買相場の仲値）－ 0.01円

● **米ドルの取扱い時にかかる費用**

保険料の振込み、保険金や解約払戻金等の受取りを米ドルで行うとき、振込手数料やリフティングチャージ等の費用が別途必要になることがあります。

※各種手数料の金額やお支払い等については、ご利用の金融機関にご確認ください。

※保険金や解約払戻金等を米ドルで受取る場合は、米ドルで受取れる口座が必要です。

・オリックス生命所定の為替レートの基準となるTTMは、オリックス生命が指標として指定する銀行（三菱UFJ銀行）が公示するTTSおよびTTBの中間の値（仲値）とします。
・換算基準日が三菱UFJ銀行の休業日の場合、保険料円入金特約用為替レートはその直後、円支払特約用為替レートはその直前の三菱UFJ銀行の営業日を換算基準日とします。
・TTSまたはTTBについて、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。
・オリックス生命所定の為替レートは、本冊子作成時現在のものであり、将来変更する可能性があります。

オリックス生命所定の為替レートは、オリックス生命のウェブサイトをご確認ください。
https://www.orixlife.co.jp/fx/whole-life/accumulation-interest-rate/

為替・金利変動・早期解約時のリスク

■この保険にはつぎのリスクがあります

●為替リスク

指定通貨で米ドルを選択した場合、保険料円入金額を「米ドル」に換算する際、または保険金や解約払戻金等を「円」に換算する際に、為替相場の変動による影響を受けます。

▶為替相場の変動により、受取る保険金や解約払戻金の円換算金額が、保険料円入金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

▶為替相場の変動により、受取る保険金や解約払戻金の円換算金額が、契約時における保険金や解約払戻金の円換算金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

※為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分が差引かれるため、受取金額が一時払保険料を下回る場合があります。

●金利変動リスク

解約・減額する際、市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金額に反映する「市場価格調整」を行います。

▶解約・減額する場合、市場金利の変動に応じた市場価格調整額を引去ることにより、解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

※解約・減額時の市場金利が、契約時または積立利率計算基準日と比較して、上昇した場合は解約払戻金額が減少し、逆に下落した場合は増加することがあります。

●早期解約時のリスク

解約・減額する際、契約日からの経過年数に応じて解約控除額を引去ります。

▶契約日から10年未満で解約・減額する場合、解約控除額を引去ることにより、解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

- この保険のリスクは保険契約者および受取人が負います。
- 各リスクは複合的に発生する場合があります。そのため、予期しない損失が生じるおそれがあります。

<例>

①保険契約を解約したとき、契約時に比べて為替相場は円高で、市場金利は上がっていた。

▶市場価格調整により解約払戻金額は減少した。円に換算したところ、保険料円入金額を大きく下回った。

②保険契約を解約したとき、契約時に比べて為替相場は円安で、市場金利は上がっていた。

▶円安による為替差益を期待したが、市場価格調整により解約払戻金額が減少したため、想定よりも増加しなかった。

1 告知と契約確認について

告知

■この保険に健康状態に関する告知はありません

■入院中または入院予定、余命宣告を受けている被保険者はご加入いただけません

※公的介護施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院）に入居中・入居予定の場合も、入院中・入院予定に準じた取扱いとなります。

契約確認

■申込内容等について確認させていただく場合があります

保険契約の申込み後または保険金等の請求の際、オリックス生命の社員またはオリックス生命が委託した者が、申込内容または請求内容等について確認させていただく場合があります。

2 申込みについて

申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）

■ 申込みの撤回等をすることができます

- 申込者または保険契約者は、お申込みの日からその日を含めて８日以内であれば、書面またはオリックス生命のウェブサイトによりお申込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。この場合、払込んでいただいた金額をお返しします。ただし、利息はおつけしません。

オリックス生命 ウェブサイト　https://www.orixlife.co.jp/

- 指定通貨で米ドルを選択した場合、保険料円入金特約付加の有無によって以下のとおり返金時の通貨が異なります。

	払込時の通貨	返金時の通貨
保険料円入金特約を付加する場合	円*1	円*2
保険料円入金特約を付加しない場合	米ドル*3	米ドル*4

＊1 保険料円入金特約付加に伴う所定の費用（為替手数料）を含みます。

＊2 円貨で払込みいただいた金額と同額を返金します。

＊3 金融機関等で円貨を米ドルに両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座からオリックス生命の口座へ送金を行うための、振込手数料やリフティングチャージ等の費用が別途必要になる場合があります。

＊4 米ドルで払込みいただいた金額と同額を返金します。ただし、米ドルでの返金となるため、当初の資金が円貨の場合（金融機関等で米ドルに両替した場合）、以下により、返金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。

① 円貨から米ドルへの両替に係る金融機関所定の手数料
② 米ドルから円貨への両替に係る金融機関所定の手数料
③ 送金および着金に係る金融機関所定の手数料
④ 為替差損（益）

また、米ドルでお受取りになる際は、米ドルで受取れる口座が必要です。

保障の開始（責任開始）

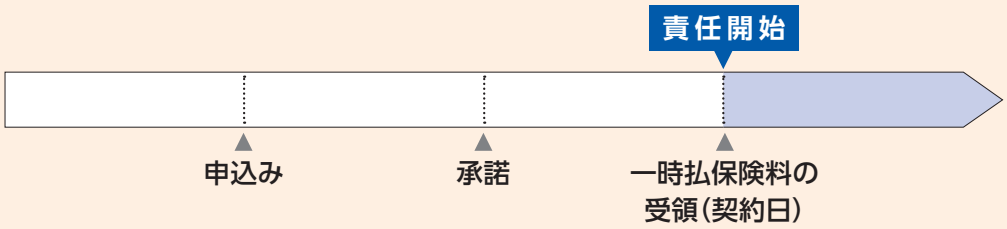
■生命保険契約の成立にはオリックス生命の承諾が必要です

- 生命保険契約の成立には、お客さまからの保険契約の申込書（申込画面）に基づくオリックス生命の承諾が必要です。

 ※オリックス生命の社員・生命保険募集人（生命保険代理店を含みます）は、お客さまとオリックス生命の保険契約締結の媒介（取次ぎ等）を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

- オリックス生命が保険契約をお引受けすることを承諾した場合、一時払保険料をオリックス生命が受領した日を契約日とし、この日よりオリックス生命は保険契約上の責任を開始します。

例



新たな保険に契約し直す場合

■不利益となることがあります

- 「現在のご契約の解約等」と「新たな契約の申込み」の時期が一致しない場合、保障の空白や重複が生じる場合があります。

 例：①解約等の手続きが先行した場合、保障が一時的に途切れる場合があります。

 ②解約等の手続きが遅れた場合、保障および保険料の払込みが一時的に重複する場合があります。

- 新たな保険に契約し直すことで、不利益となることがあります。

 例：・解約払戻金が払込保険料の合計額よりも少ない金額となる

 ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う 等

- 現在の保険契約の内容を変更または新たな保険契約・特約を追加する方が、新たな保険に契約し直すよりも有利な場合があります。

3 契約後について

解約と解約払戻金

■解約払戻金額は一時払保険料を下回るおそれがあります

- 指定通貨で米ドルを選択した場合、この保険は「為替リスク」があります。そのため、解約払戻金の円換算金額が、保険料円入金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- この保険は「金利変動リスク」「早期解約時のリスク」があります。そのため、解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

各リスクの詳細は 注意喚起情報 P12 | 注意事項

解約払戻金の詳細は 契約概要 P6 | 2. 契約時に確認いただきたいこと　解約払戻金

4 保険金等の請求について

請求の手続き

■ 支払事由等が生じた場合すみやかにご連絡ください

- お客さまからの請求に応じて、保険金等をお支払いします。
 支払事由が生じた場合だけではなく、支払いの可能性があると思われる場合や、不明点がある場合もすみやかにご連絡ください。
- 加入中の保険契約によっては、複数の種類の保険金等の支払事由に該当することがあります。
 不明点がある場合等にはすみやかにご連絡ください。
- オリックス生命からの手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがあります。
 保険契約者の住所を変更した場合には、必ずご連絡ください。
- 請求手続きについてはウェブサイトにも掲載していますのであわせてご確認ください。

オリックス生命 ウェブサイト https://www.orixlife.co.jp/

【契約内容に関する手続きやお問合せ】

カスタマーサービスセンター	0120-506-094 受付時間 月曜～土曜 9:00－18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

【保険金・給付金等に関するお問合せ】

保険金・給付金お問合せ窓口	0120-506-053 受付時間 月曜～土曜 9:00－18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

お支払いできない場合

■保険金等をお支払いできない場合があります

つぎのような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 保険契約が重大事由により解除された場合

 例：①保険金等を詐取する目的で事故を起こした場合

 ②保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 等

- 保険契約の締結にあたり、保険契約が詐欺により取消しとなった場合や、保険金等の不法取得目的により無効となった場合
- 支払いの免責事由に該当した場合

 例：①責任開始日から３年以内に被保険者が自殺した場合

 ②保険契約者または受取人の故意による場合 等

詳細は ご契約のしおり 4.契約後-保険金等をお支払いできない場合

保険金等をお支払いできない場合についてはウェブサイトにも掲載していますのであわせてご確認ください。

オリックス生命 ウェブサイト https://www.orixlife.co.jp/

保険金額等の削減

■保険金額等を削減する場合があります

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険契約時の保険金額等を削減することがあります。

生命保険契約者保護機構

■生命保険契約者保護機構に加入しています

オリックス生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、保険契約時の保険金額等を削減することがあります。

5 相談等の窓口について

相談窓口・苦情の申出先

生命保険の手続きや保険契約に関する相談・苦情については、以下の窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口

0120-227-780

受付時間 月曜～金曜 9:00－17:00（土日・祝日・年末年始休み）

オリックス生命の商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。
また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

生命保険協会 ウェブサイト https://www.seiho.or.jp/

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っています。

6 税制上の取扱いについて

税制上の取扱い

以下の内容は、2026年6月時点の税制に基づく一般的な取扱いです。税制の変更などにより、以下の取扱いが適用されない場合があります。より詳しい内容等については最寄りの税務署等にお問合わせください。

- 保険料の払込みや保険金等の受取りを円で行う場合、実際に払込みや受取りを行った円の額で取扱います。
- 保険料の払込みや保険金等の受取りを米ドルで行う場合、払込みや受取りを行った米ドルの円換算金額で、円建の生命保険と同様に取扱います。

<table>
<tr><th rowspan="2">内容</th><th rowspan="2">取扱い（円・米ドル共通）</th><th colspan="2">米ドルを円に換算する場合</th></tr>
<tr><th>換算基準日</th><th>為替レート</th></tr>
<tr><td>保険料</td><td>払込みいただいた保険料は、その年の生命保険料控除の対象となります。</td><td>オリックス生命が受領した日</td><td>TTM</td></tr>
<tr><td>死亡保険金</td><td>保険契約者、被保険者、受取人の関係によって税の種類が異なります。
＜契約例＞
<table>
<tr><th>保険契約者</th><th>被保険者</th><th>受取人</th><th>税の種類</th></tr>
<tr><td>夫</td><td>夫</td><td>妻
子</td><td>相続税</td></tr>
<tr><td>夫</td><td>妻
子</td><td>夫</td><td>所得税（一時所得）＋住民税</td></tr>
<tr><td>夫</td><td>妻
子</td><td>子
妻</td><td>贈与税</td></tr>
</table></td><td>支払事由発生日</td><td>相続税・贈与税の対象となる場合
TTB

所得税の対象となる場合
TTM</td></tr>
<tr><td>解約払戻金</td><td>税の種類：所得税（一時所得）＋住民税*</td><td>解約効力発生日</td><td>TTM</td></tr>
</table>

＊ 解約払戻金から一時払保険料を差引いた利益部分が所得税（一時所得）および住民税の課税対象となります。なお、差引く一時払保険料はオリックス生命が受領した日のTTMで円に換算します。

※ TTMとは、オリックス生命が指標として指定する銀行（三菱UFJ銀行）の対顧客電信売買相場の仲値のことをいいます。

※ TTBとは、オリックス生命が指標として指定する銀行（三菱UFJ銀行）の対顧客電信買相場のことをいいます。

詳細は ご契約のしおり 6.その他-生命保険と税金

個人情報の取扱い(抜粋)

オリックス生命（以下「当社」）は、お客さまの個人情報については、極めて重要な情報資産として、適法・適正な方法で取得するとともに、以下に従い、適切に利用・管理・保護します。

個人情報の取得

当社は、「個人情報の利用目的」に定める目的の範囲内で適法・適正な方法によりお客さまの個人情報（氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・職業・健康状態等）を取得します。

個人情報の利用目的

当社は、お客さまの個人情報を、次の目的の範囲内でのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
なお、この利用目的の範囲を超えて取扱う場合、およびお客さまの個人情報を第三者へ提供する場合は、原則として書面によりお客さまご本人の同意をいただいた上で行います。

(1) 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理
(2) 保険金・給付金等のお支払い
(3) 当社、グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
(4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
(5) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
(6) その他保険に関連・付随する業務

個人情報の提供

当社は、次の場合を除いて、保有するお客さまの個人情報を第三者へ提供しません。

(1) お客さまご本人の同意を得ている場合
(2) 法令に基づく場合
(3) 人の生命、身体または財産（法人の財産を含みます）の保護のために必要があり、お客さまご本人の同意を得ることが困難な場合
(4) 「個人情報の利用目的」に定める目的の達成に必要な範囲において、当社代理店を含む委託先に提供する場合
(5) 個人情報を共同利用する場合
(6) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
(7) その他の正当な理由がある場合

再保険における個人情報の取扱い

当社では、当社と保険契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。
再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いに関する業務のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名・性別・生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および告知内容、検診内容等の健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を保険契約者・被保険者の同意を得た上で再保険会社に提供することがあります。

情報交換制度等における共同利用

当社は、健全な生命保険制度の維持・発展のため、次の制度に基づき一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で保険契約に関する個人情報（被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等）を共同利用します。

・契約内容登録制度・契約内容照会制度
・医療保障保険契約内容登録制度
・支払査定時照会制度

外国への移転

お客さまの個人情報は、当社または第三者によって、「個人情報の利用目的」に定める目的の範囲内で、外国に移転され、取扱われることがあります。移転先の国には、日本において適用されるデータ保護基準とは異なる基準を有している国を含みます。
当社は、お客さまの個人情報が、安全に、かつ本ポリシーおよび「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます）」を含む法令に準拠して取扱われることを保証するため、適切な契約の締結の他、法令により求められる必要な措置（注）を行います。

(注)個人情報保護法に定める必要な措置とは、①移転先における個人情報の取扱状況およびそれに影響を及ぼしうる移転先の国の制度の有無の定期的な確認 ②適正な取扱いに問題が生じた場合の対応(適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人情報の提供を停止)をいいます。

機微(センシティブ)情報<要配慮個人情報を含む>の取扱い

医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報の利用目的を、業務の適切な運営の確保と、その他必要と認められるものに限定しています。また、機微（センシティブ）情報については、限定している目的以外では利用しません。
当社は、代理店扱いのご契約に関して、委託先である募集代理店との間で健康状態等の機微情報を含む個人情報を業務上必要な範囲で共有いたします。共有を希望されない場合は、当社窓口（0120-227-780）までお申し出ください。

詳細は ご契約のしおり　5.特に注意していただきたいことがら
-お客さまの個人情報の取扱いについて
-他の生命保険会社等との保険契約等に関する個人情報の共同利用について

最新の個人情報の取扱いについては、ウェブサイトに掲載していますのでご確認ください。

オリックス生命 ウェブサイト「個人情報の取扱いについて(プライバシー・ポリシー)」 https://www.orixlife.co.jp/about/governance/privacy/

WEB約款のご案内

オリックス生命は、「ご契約のしおり／約款」をインターネット上で閲覧またはダウンロードいただける「WEB約款」を推奨しています。

「ご契約のしおり」とは？	約款の重要な事項や、ご契約に関する諸手続きなどをわかりやすく記載したものです。 約款とは異なり、より平易な文章と図で解説しています。

WEB約款のメリット

- 冊子のような保管スペースは要りません。
- インターネット環境があれば、いつでもどこでも閲覧できます。
- 細かい文字も拡大して閲覧できます。
- 文字検索機能により、ご覧になりたい箇所を素早く見つけられます。

WEB約款の閲覧方法

つぎの方法でインターネット上のWEB約款をご覧いただけます。

STEP 1
右のQRコード
またはURLより、
オリックス生命の
ウェブサイトにアクセス

STEP 2
約款一覧より、
該当する
「ご契約のしおり／約款」
を選択

STEP 3
PDFファイルで
「ご契約のしおり／約款」
を閲覧・ダウンロードが
できます

**オリックス生命
公式ウェブサイトはこちら**

WEB約款 掲載ページ
https://www.orixlife.co.jp
/customer/webclause/

「ご契約のしおり／約款」の冊子をご希望の場合

冊子の「ご契約のしおり／約款」もご用意しています。冊子をご希望の場合は、申込書の所定の欄にチェックいただくか、オリックス生命 カスタマーサービスセンターまでお申し出ください。ご契約後にお申し出いただくことも可能です。

カスタマーサービスセンター　0120-506-094
受付時間　月曜～土曜 9:00－18:00（日曜・祝日・年末年始休み）
10桁の証券番号をご用意のうえ、契約者ご本人からご連絡ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ご契約の際には「契約締結前交付書面<契約概要／注意喚起情報>」「ご契約のしおり／約款」を必ずご確認ください。

※この冊子の記載は、2026年10月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

保険契約の申込み承諾後に保険証券をお送りします。
大切に保管してください。

カスタマーサービスセンター

0120-506-094

受付時間 月曜～土曜 9:00－18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

10桁の証券番号をご用意のうえ、契約者ご本人からご連絡ください。

保険金・給付金お問合せ窓口

0120-506-053

受付時間 月曜～土曜 9:00－18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

10桁の証券番号をご用意のうえ、保険金・給付金の受取人ご本人からご連絡ください。

お問合せは

ORIX
オリックス生命保険株式会社
〒100-0004　東京都千代田区大手町2-3-2 大手町プレイス イーストタワー
TEL 03-3517-4300
https://www.orixlife.co.jp/

終身保険

ORIX2026-A-052 109102 202608-DNP-90